

ケースメソッドによる災害対応マネジメント力育成シリーズ vol.6

津波被災自治体の初動対応 (避難誘導、避難所運営等) —釜石市危機管理部門職員が目に見えたもの—



2014年3月

土木学会建設マネジメント委員会
災害対応マネジメント力育成研究小委員会

津波被災自治体の初動対応(避難誘導、避難所運営等)¹

一釜石市危機管理部門職員が目に見えたもの一

5

平成 23 年 3 月 11 日、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の発生により、東北地方を中心として大きな揺れを観測した。地震発生後まもなく、気象庁から津波警報（大津波）が岩手県・宮城県・福島県に対して発表され、沿岸地域では住民の避難誘導、水門閉鎖等の津波対策が行われた。しかしながら気象庁が当初発表した高さ以上の津波が襲来し、沿岸部の市街地はがれきに覆い尽くされるとともに、多数の人命が失われた。また、発災後の活動拠点となるべき施設も津波による被害を受け、その機能が大きく低下するとともに、津波から逃げのびた避難者対策が急務となった。

10

このケースは、地震発生から 3 日間での岩手県釜石市の初動対応を取り上げ、危機管理部門の担当職員を目を通じて、その状況を、後日談を交えながら整理したものから、自治体における危機管理について学ぶものである。

15

釜石市の概要

20

釜石市は岩手県南東部に位置し、西は遠野市と住田町、北は大槌町、南は大船渡市にそれぞれ接している。市域面積は 441.29 km²（内、88.2%は森林）。

広域幹線道路として、南北に国道 45 号、東西に国道 283 号が通り、釜石港付近で T 字型に交わっている。国道 283 号の仙人峠は、急カーブや急勾配の連続であったが、仙人峠道路の開通（平成 19 年 3 月）により、遠野市との往来が容易となった。また、整備が進

25

められている三陸縦貫自動車道の一部である釜石山田道路が、釜石両石 IC と釜石北 IC 間

¹ 本ケースは、建設分野における災害対応力の育成を図るための教材として、東日本大震災での事例に基づき公益社団法人土木学会建設マネジメント委員会災害対応マネジメント力育成研究小委員会が作成した。ケースは、災害対応の適切または不適切な処理を例示するものではない。ケースの作成に際しては、釜石市のご協力をいただいたことを記し、感謝したい。

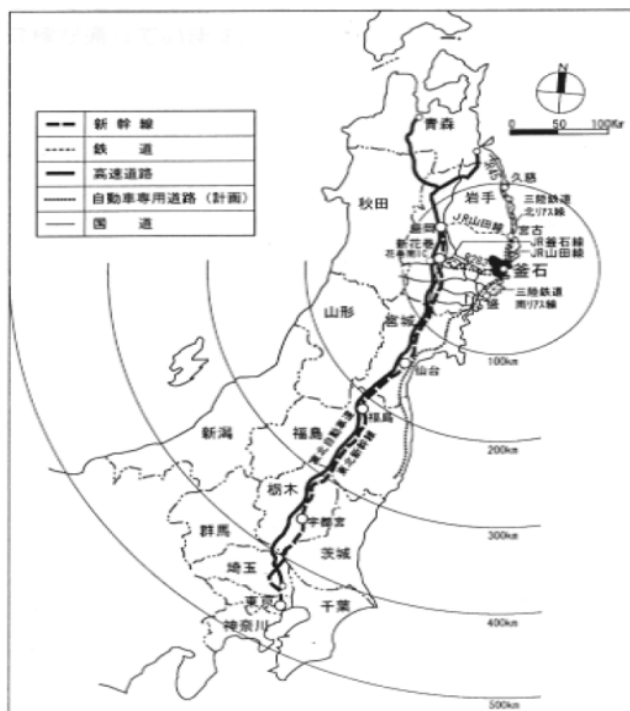
のみではあるが平成 23 年 3 月 5 日に供用を開始し、釜石市鶴住居地区と市中心部間の道路ネットワークが冗長化された。

また、鉄道は、釜石駅を中心駅として、西に JR 釜石線、北に JR 山田線、南に三陸鉄道南リアス線が通っている。

- 5 国勢調査上の人口ピークは昭和 35 年の 87,511 人（世帯数は 18,794）であり、その後人口減少に転じ、平成 22 年では 39,574 人（世帯数は 16,094）となった。その後人口はさらに減少し、平成 24 年末の住民基本台帳では 37,492 人となっている。また、1 世帯あたりの自動車保有台数は平成 22 年度は 1.4 台であったが平成 24 年度には 1.2 台に減少している²。

10

図 1：釜石市位置図³



² 釜石市都市計画マスタープラン（平成 14 年 11 月）、釜石市「市民生活の変化」、国土交通省東北地方整備局南三陸国道事務所・平成 25 年度業務概要をもとに作成。

³ 出典：釜石市都市計画マスタープラン

図 2 : 釜石市地形図 (一部)

(出典 : 国土地理院、電子国土ポータル)



5

東日本大震災時の被害概要⁴

平成 23 年 3 月 11 日、東北地方太平洋沖地震によって発生した津波により、市面積約 443km²のうち 7km²、そのうち建物用地・幹線交通用地の 11km²中、3km²で浸水が発生した。市人口約 4 万人に対して、死亡者は 842 名、行方不明者は 470 名発生するとともに⁵、最大時⁶には約 1 万人が避難した。被災住家数は約 3,700 (市の住家数は約 16,000) であった^{7,8}。

⁴ 巻末資料 1~3 参照のこと。

⁵ 平成 26 年 1 月時点では、死亡者数は 888 名、行方不明者数は 152 名である。

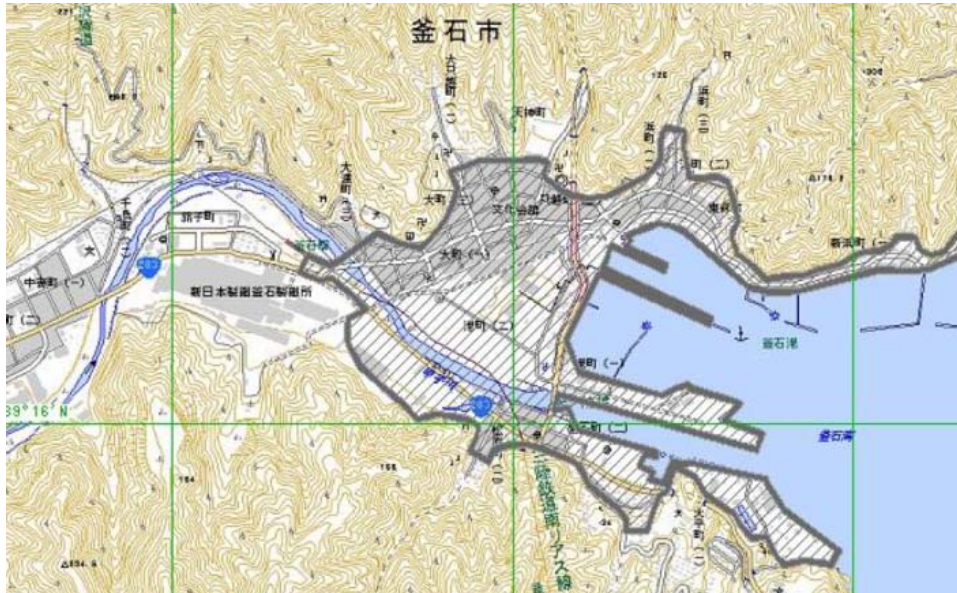
⁶ 平成 23 年 3 月 17 日

⁷ 釜石市復興まちづくり委員会第 1 回資料をもとに作成。

⁸ 平成 26 年 1 月時点では、被災住家数は 4,704 戸 (津波 3,696 戸・地震 1,008 戸) である。

图3：釜石市津内浸水範圍概況図（中心市街地）

（出典：国土地理院 2.5 万分 1 浸水範圍概況図）



5

图4：釜石市津波浸水範圍概況図（市全域）

（出典：国土地理院 10 万分 1 浸水範圍概況図）



プロローグ I : 2 日前 (平成 21 年 3 月 9 日)

平成 21 年 3 月 9 日 (水)、まもなくお昼を迎えようとしていた 11 時 45 分頃、急に大きな揺れを感じ始めた。この地震の震源は三陸沖、深さ 8km、地震の規模を示すマグニチュードは 7.3 とのことだった。最大震度は宮城県栗原市などで震度 5 弱、仙台市の一部では震度 4、釜石市役所付近では震度 3 であった。地震発生後まもなく 11 時 48 分には津波注意報が発表され、釜石では 0.4m の津波が観測されたが、14 時 50 分には津波注意報は解除された⁹。

10 庁舎を点検するほど地震は大きくなかったが、津波注意報が発表されたことから、釜石市では市民生活部長を本部長とする災害警戒本部を設置した¹⁰。さらに防災行政無線を用いて市民に自主避難の呼びかけを行った。その後、津波注意報の解除とともに、災害警戒本部を解散した。

15 また、翌日以降の報道では、「予想される宮城県沖地震との直接の関連はない」¹¹、「プレート境界という点では共通しているが、想定されている震源よりも約 100 キロ東に離れている」、「宮城県沖地震の想定は M7・5 だが、今回の地震のエネルギーはその半分で、それほど大きくない」¹²といった、専門家からの見解が示されていた。

プロローグ II : 1 日前 (平成 21 年 3 月 10 日)

20

平成 21 年 3 月 10 日 (木)、6 時 24 分頃、再び地震が発生した。釜石での最大震度は 3、市役所付近では震度 2 であった。福島県では津波注意報が発表¹³されたが、岩手県では発表されなかった。釜石市の防災課長である山田は、昨日発生した地震の余震であろうと思い、地震が多いとは感じたが、災害警戒本部を設置するほど地震は大きくなかったことから¹⁴通常どおり出勤した。

25

⁹ 市内の学校施設で建物にクラックが入ったという報告は後に数件あった

¹⁰ 気象警報 (暴風、暴風雪、大雨、大雪の各警報)、高潮警報、波浪警報、洪水警報又は津波注意報が発表された場合に災害警戒本部を設置することとしている。

¹¹ 河北新報 平成 23 年 3 月 10 日(木)6 時 12 分配信

¹² 産経新聞 平成 23 年 3 月 10 日(木)0 時 38 分配信

¹³ 福島の津波注意報は発表から 1 時間後の 7 時 30 分には解除された。

¹⁴ 市内で震度 4 の地震が発生した場合は、災害警戒本部を設置することとしている。

3月11日（金）午後～14:46 直後

市議会：地震の発生

2月28日から始まった市議会。3月11日は13時より開催され、議員からの質問と答弁が続いていた。議会開催中ということもあり、幹部職員（課長以上）や議会対応が必要な職員は庁内で勤務していたが、その他の職員は通常勤務体制であり、庁内で執務するものもいれば、現場に行っている職員、あるいは出張中の職員もいた。

議場では、菊池議員から防災行政無線に関する質問があり、担当課長である山田課長が答弁を行っていた。続いて同議員からの質問内容が変わり、いじめ問題について質問を始めた直後、突如これまで経験したことがない揺れを感じ始めた。議会は揺れが始まる同時の14時46分に、議長が休会を宣言して休憩となった¹⁵。

通常なら議場ではなく控え室にいるが、その時は答弁があったため議場にとどまっていた山田課長は、議会が休憩となると同時に、急遽、第一庁舎3階にある議場から、自分の部署である2階の防災課へと直行した。この時のことについて、後に山田課長は、以下のように述べている。

「議場の天井高は高いが、大きな揺れだったので、天井が崩れてくるのではないかと思った。防災課に到着した時も揺れは続いていた。防災課のテレビは高い位置に設置しており、落下しそうなほど大きな揺れだったが、幸い、テレビは落下しなかった。」

20

市役所第1庁舎（災害対策本部）：災害対策本部の設置、停電の発生、避難指示の開始

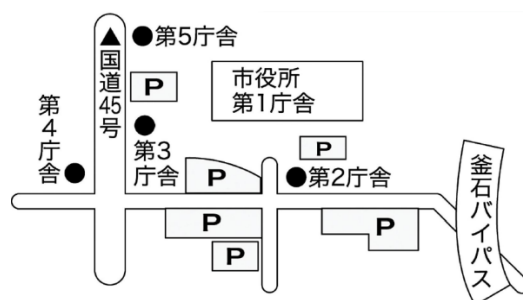
釜石市役所は只越町にあり、庁舎は第1～5庁舎、保健福祉センターに分かれているが¹⁶、ほぼ近接しており、徒歩での移動が可能な位置関係にある。教育委員会はJR釜石駅近くの鈴子町にあるほか、水道事業所は釜石市から遠野市へ向かう国道283号沿いにある県の合同庁舎付近、下水道課は国道45号沿いの大平町にある大平下水処理センター内にあるというように、分散した配置であった。危機管理を担う防災課¹⁷は第1庁舎の2階にあった。

¹⁵ 休憩後3月16日17時まで会議を開くに至らず、自然閉会となる。

¹⁶ 巻末資料4参照のこと。

¹⁷ 当時。現在は改組されて防災危機管理課となっている。

図 5：庁舎位置図



14時46分に発生した地震では、市役所での震度は5強を観測しており、市庁舎では窓
5 ガラスの破損等、一部の設備が損壊した。地震発生とともに市役所では市長を本部長とする災害対策本部¹⁸を設置した。

14時49分に気象庁から大津波警報が発表されたことから¹⁹、同時刻に6,354世帯14,710
人に避難指示を発令することとした。避難指示は防災行政無線に加え、広報車でのアナウ
10 ンスによって行った。本来なら大津波警報の発表とともに避難指示を出さなければなら
ないが、まだ揺れが継続していたため、大津波警報発表よりわずかに遅れて14時50分から
防災行政無線で避難の呼びかけを始めた(14:50~15:38、計17回)。広報車での周知は、
通常の手順として定められており、この地震で特別な対応をしたわけではなかった。

今まで経験したことが無い大きな揺れだったことから、必ず津波が来ると感じた山田課
長は、一刻も早く市民に避難して欲しいという思いから、近くにいた若い職員に広報車で
15 の避難周知に行くよう指示した。また、広く市民に周知させるためには人数が不足したた
め、山田課長は広聴広報課の村井課長に、広聴広報課からも広報車での避難呼びかけをす
るよう依頼した^{20,21}。

一方、山田課長の指示により広報車で周知に出発した職員(環境課の若手職員2名)は、
広報車での避難周知中に津波が迫ってきたことから、車を放棄し、走って市役所まで戻っ

¹⁸ 巻末資料5、及び、巻末資料6参照のこと。

¹⁹ 巻末資料7参照のこと。

²⁰ 広聴広報課が広報車で避難指示を周知させることは、明確な役割として定められているわけではなかった。

²¹ 依頼を受けた村井課長はさっそく、職員2名をペアで出発させたが、スピーカー付きの車が無くすぐに職場に戻ってきたため、村井課長は広報車での避難呼びかけを断念し、2名の職員を待機させている。この時のことについて、村井課長は後に以下のように述べている。

「もしあの時、スピーカー付きの車があってそのまま出発していたら、その職員は津波にのまれて命を落としていたかもしれない。」

てきた。市役所に戻る際、市役所前の階段で、階段を上ることができず座り込んでいた高齢者がいたため、職員がおんぶをして階段を上って避難した。後に、この高齢者の子どもと山田課長が偶然会ったときに、この時助けて貰ったことについて、感謝の意が伝えられている。広報車での周知活動については、後に山田課長は以下のように述べている。

5

「その時は、一刻も早く、多くの市民に逃げて欲しく、広報車で避難の呼びかけをするのは当然だと思い、津波が来ることが想定されるなかで職員を海岸付近に派遣することにためらいはなかったが、職員の生命を守るという点では危険なことであった。今になってふり返ると、多くの市民に逃げてもらうことを優先すべきという思いと、

10 職員の生命を危険に晒さないということを優先すべきという思いが交錯している。」

また、地震発生後間もなく市内全域が停電となった。市庁舎においても市内同様に停電となった。停電が発生した時刻は正確には把握できていないが、防災課の猪又係長は、14時51分頃はNHKテレビで大津波警報が発表されたことを見ていたほか、当時記録した

15 個人的なメモでは14時56分頃だったと述べている。また、同じく防災課の菊池主事は、電気式の時計が3時ちょっと前で止まっていたと述べている。

停電の発生により、テレビでの情報収集は不可能となった。情報収集手段はラジオが中心となったが、加えて、職員が持っているワンセグが受信できる携帯電話でテレビ放送を受信することで情報収集を行った²²。市所有の車にはカーナビは設置されていないことから、カーナビでテレビ放送を受信して情報収集をすることはできなかった²³。

20

一方、防災行政無線は機能していた。そのため、津波襲来後の話となるが、津波被害が発生した地区との連絡は取れなかったものの、津波被害がなかった地区や内陸部との連絡は防災行政無線を使って取ることができた²⁴。

25

²² 停電により携帯電話を充電できる見込みはなかったことから、1台ずつ順にワンセグ放送を受信し、バッテリーが切れたら次の携帯電話で受信するということを繰り返していた。

²³ 津波襲来後の話になるが、職員の車の多くも津波で流されたため、職員の車に設置されているカーナビでテレビ放送を受信することは出来なかった。また、高台にあった職員の車は無事であったが、がれきが市役所周辺を埋め尽くしていたために、車までたどり着くこともできなかった。

²⁴ 都市計画課長は出張中であったが、市役所まで戻れないという無線連絡が入ったため、山田課長は都市計画課長に、市役所まで戻らず、釜石市内内陸部にあった県の合同庁舎にとどまり、そこで連絡調整するよう依頼している。

釜石市海岸付近の市街地：予想津波高が3 mという情報が避難の仇に

大津波警報の発表にともなって避難指示が出されたことから、防災行政無線で避難を呼びかけた。当初は気象庁が「予想される高さ3 m」と発表したため、避難指示時には予想される津波高さも伝えていたが、避難は遅れていた。気象庁から予想される津波高さが6 mとなった段階で²⁵、以後、津波の高さは省略して避難を呼びかけることを山田課長は決断した。このことについて、山田課長は、以下のように述べている。

「予想される津波高が3 mの情報しか市民には伝わっていなかったであろう。6 mという発表がされる前に停電しているし、防災行政無線でも3 mの津波がくると呼びかけたためだと思っている。さらに、1年前のチリ地震で津波が来たときも、3 mの津波がくると予想されたが実際の津波の高さは50cmだったこと、釜石の防潮堤は4 m以上あったことから、市民は最初に知った3 mの津波なら大丈夫だと考えてしまったのではないかと思う。また、自分自身は地震発生時から大きな津波が来るであろうと考えていたので、予想される津波高さが6 mと発表された段階で、とにかく逃げて欲しいという思いから津波高さを省略することにした。」

市海岸付近では、市役所職員が広報車で海岸付近をまわって、市民に避難を呼びかけていた。周知時には避難をするよう呼びかけていたが、避難手段までは伝えていない²⁶。避難は徒歩によるものが原則であり、車での避難はしないよう平常時から呼びかけていたが、実際には車で避難した住民も少なからずいた。渋滞して車が進まなくなったため、車を放棄して高台に避難することによってかろうじて一命をとりとめた住民もいたことが後から分かった。渋滞は特に幹線道路で発生しており、裏通りを知っている住民はそこから高台に抜けることもできた。車での避難をやめるよう呼びかけても、そのまま車で避難を続ける住民もいた。このときのことについて、後に山田課長は、以下のように述べている。

「3 mの津波でも十分危険であり避難が必要なこと、車での避難をしないことについては、平常時から行政としてもっと住民に周知すべきだった。」

²⁵ 巻末資料7参照のこと。

²⁶ 防災行政無線での避難指示についても同様に、避難手段までは伝えていない

釜石市海岸付近：施設管理のために犠牲者が発生

住民への避難を呼びかける一方で、釜石市内に 78 箇所²⁷に設置されていた水門の閉鎖作業が行われた。この水門作業は、津波警報が発表されたことから、海岸水門等管理要領²⁸、釜石市河川水門等管理要領²⁹に基づいて水門管理者が自動的に開始したものであり、災害対策本部で閉鎖作業を指示するものではない。閉鎖作業は主に消防団によって実施されたが、その他に地元町内会等も従事している。時間的に余裕があるような他の災害であれば水門閉鎖状況を確認するところであるが、今回の地震では時間的余裕がなかったことから、すべての水門を閉鎖できたかどうかについては確認がとれていない。

また、水門閉鎖作業に従事した消防団のうち 14 名が被災したことが、後日明らかになり、災害対策本部にて報告された。津波発生時においては、被害防止という面から水門閉鎖作業を優先すべきか、それとも閉鎖作業にあたる消防団等の人命を優先するべきなのか、今後再考すべきであると山田課長は感じている。

3月11日（金）15時21分 津波最大波襲来

釜石市内

津波の第1波は引き波で 1.19m、そして最大波が 15 時 21 分に釜石の検潮所で観測された。津波の浸水面積は約 7km²、市中心部の 2 割強が浸水したことに加え、地盤沈下も 60 ～120cm 発生した。住家だけでなく、公共施設においても多数被害を受けている³⁰。

市役所第1庁舎（災害対策本部）：市役所が津波により被災

遡上した津波は次々と建物を襲い、一部の建物はがれきとなって津波とともに内陸部に流れていた。第一庁舎にも津波は迫ってきたが、幸い、第一庁舎は小高い場所に立地していたため、地階に浸水するに留まった。地階には機械室があり、庁舎内ネットワーク、庁舎間ネットワーク、対外インターネット機器が設置されていたが、停電によりその時には既に使用不可能な状態であった³¹。固定電話、携帯電話は使用不可能であり、衛星携帯電話

²⁷ 河川水門 50 箇所、潮位関連水門 28 箇所。平成 18 年 4 月 1 日現在。

²⁸ 巻末資料 8 参照のこと。

²⁹ 巻末資料 9 参照のこと。

³⁰ 詳細は巻末資料 1～3 参照のこと

³¹ 停電によって使用不可能となっていたが、結果的に浸水したため、ネットワーク機器は復電しても使えない状況となった。

話のみ使える状態だった。

衛星携帯電話が生き残ったことで、外部との連絡がとれる状況にはあったが、数が限られているだけでなく、室内では通話ができなかったために、庁舎屋上で通話せざるをえなかった。さらに衛星が通過しているときにしか通話できないという制約もあった。このとき

5

「寒い中、屋上に出て通話せざるをえなかった。寒いのは仕方がなかったが、連絡をとるたびに屋上にでる必要があり、災害対策本部と外部とが直接意思疎通できず、情報連絡に齟齬があったかもしれない。また、消防本部も被災するなど、連絡を取る先も限定された。当時の夜 10 時ぐらい³²になってようやく県と連絡がとれ、釜石市の状況について伝えたが、県でどのように受け止めたかまでは分からなかった。」

10

市役所第 4 庁舎（屋外で活動）：道路啓開の開始

津波により市街地はがれきで埋め尽くされ、庁舎周辺道路は不通となっていたことから、まずは道路のがれきを優先撤去して交通網の確保を行うこととした。市道の応急対策、道路啓開³³を所掌するのは建設課であるが、建設課がある第 4 庁舎は 1 階が浸水し、庁舎の使用が不可能な状況であった³⁴。建設課は岩手県建設業協会の釜石支部の会員企業とともに、道路啓開方針の検討を 11 日から始め、釜石港線、国道 45 号、さらに孤立地区の解消を優先することとした³⁵。道路啓開の状況については災害対策本部で共有した。一方、孤立地区がどこで発生しているかは建設課独自では情報を持ち得なかったため、災害対策本部から孤立地区の箇所を入手した上で検討を進めた。

15

20

実際の啓開作業は 12 日から開始され、これらの路線は 14 日には通行可能になっていた。

³² 夜になっても停電は継続しており、まだ津波がくることが予想されていた。第一庁舎の周囲はがれきで埋め尽くされ、庁舎外に出ることは容易に出来なかったものの、夜には山際の寺等を経由することで、市職員は物資の調達、情報収集に当たっている。

³³ 道路上のがれきを除去するなどし、緊急車両等が通行出来るようにする作業。

³⁴ 建設課の鳥居課長補佐（当時）はこの時に状況について後に以下のように述べている。

「庁舎が被災して使用出来なかったため、釜石小学校のグラウンドで野宿しながら作業となった。」

³⁵ 地震後 3 日間程度の状況。その後は、市内にある県の合同庁舎にある県の現地対策本部で、岩手県振興局、市の建設課、岩手県建設業協会（遠野支部、釜石支部）が一体となって取り組んでいる。

市内各地：避難所の開設

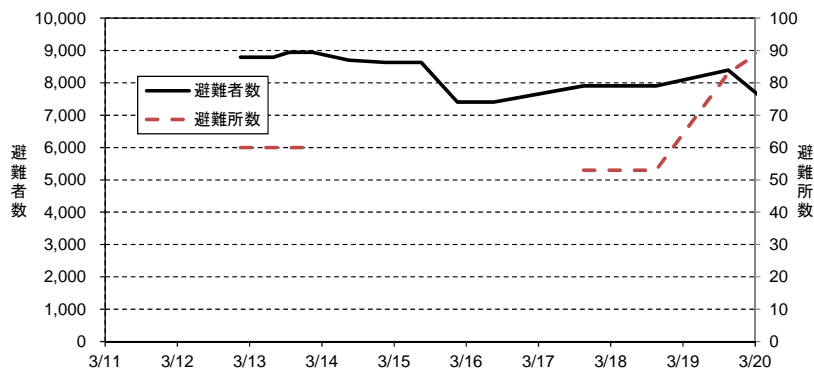
11 日中には避難所が開設され始めた。避難所は地元が主体となって開設されたところもあれば、避難者が集まったことで自然発生的に避難所化していったところもある。当初、避難所は海岸部付近にあったが、徐々に避難者が増え収容できなくなったこともあり、津波被害がなかった内陸部に市が避難所を開設し、海岸部付近の避難所にいた避難者を内陸部に移動させた。

釜石市の資料では、14 日までの避難所数・避難者数については不明となっており、統計情報は得られていない³⁶。一方、岩手県公表資料によれば、発災後 10 日間のうち、釜石市では 3 月 13 日時点で約 9,000 人の避難者が確認され、避難所数も少なくとも 60 箇所は確認されている。その後の避難者数の推移をみると、7,000 人以上が避難している。

避難所は、被災前の市の計画（指定避難所。岩手県地域防災計画によれば、釜石市では集会所、学校を中心として 115 箇所を指定）以外に、多くの場所が避難所として使用された。釜石市の資料によれば、3 月 17 日時点で避難所数 88 箇所、避難者数は 9,883 人であった。このうち釜石市の地域防災計画上、避難者収容施設として位置づけのない避難所は 88 箇所中 40 箇所であった。また、人員不足により、市職員を配置できない避難所も数多くあり、市職員が配置できたのは 25 箇所、他の避難所は町内会等が自主運営しつつ、市、他自治体の応援職員、自衛隊等が運営のサポートを行った。その後、避難所は徐々に閉鎖され、最終的には 8 月 10 日に全避難所が閉鎖されている³⁷。

20 図 6：釜石市における避難者数と避難所数の推移（10 日間）

（出典：岩手県公表資料をもとに作成）



³⁶ 資料の所在が不明等の理由による

³⁷ 8 月 10 日の避難所閉鎖時に、避難者 1 名を一時待機所に移動させている。一時待機所も 8 月 26 日には閉鎖されている。

3月12日（土）

市内各地の避難所：苛酷を極めた避難所運営

5 避難所運営は保健福祉部の所掌であったが、個々の避難所の運営を行うのではなく、避難所全体のコントロールを行うことを中心業務としていた。実際の避難所運営については、保健福祉部地域福祉課に加え、日常業務が避難所運営とは関係ない部署³⁸の職員が行った³⁹。

10 停電・携帯電話不通のため、災害対策本部と避難所担当者との連絡は困難であり、避難所全体の状況が把握できない状態が続いたため、防災課では十分な情報に基づいた調整及び指示ができなかった。がれきによる道路寸断によって、情報確認・物資搬送は遅れ、食材の確保が困難を極めたなか、市では避難者への食料準備等のため、避難者数の把握、避難者名簿づくりを試みた⁴⁰。担当部署は定められていなかったが、結果的に広聴広報課が担当することとなった⁴¹。この避難所の状況把握について、山田課長も後に以下のように述べている。

15 「連絡調整等のため、できるだけ避難所に職員を複数配置させ、避難状況を把握したかったができなかった。」

20 情報、モノ、食料が不足するなか、避難所運営にあたった市職員の人数も限定され、避難所にもよるが、24時間、36時間、あるいは交代なしで1週間の勤務にあたる等、職員は、家族の安否確認もままならない状態に対応にあたった。

³⁸ 教育委員会事務局総務学事課、選挙管理委員会事務局、地域包括支援センター、産業振興部商工労政課、産業振興部港湾振興課、教育委員会学校給食センター等

³⁹ 組織的に各部署が避難所運営を行ったわけではなく、避難所の位置する地域が職員の地元であった、たまたま通りかかった時に一本釣りされた、などの理由で避難所運営を行った職員の所属部署を意味する。

⁴⁰ 自然発生的に避難所化した箇所については市では当初把握できず、支援がないという避難者からの申し出があって初めて、そこが避難所となっていることが把握された。

⁴¹ このことについて、村井課長は後に下記のように述べている。

「避難者は自由に避難所を移動しており、避難所ごとの避難者数把握、避難者名簿作成は困難であった。」

市内各地の避難所・防災拠点：物資の不足

津波により、様々な物資が流出したため、避難所や病院等、多くの防災拠点で物資が不足した。釜石市からは県に対して物資要請をしており、同日 21 時時点で県が把握した要請内容は下記のとおりである。

5

【物資】

- ・食糧（加熱不要のもの 18 万食、毛布 4000 枚、水の手配を要請（釜石市）
- ・反射式ストーブ、灯油、粉ミルク（多数）
- ・A 重油（釜石市水道事務所 5k、県立釜石病院 24k）、灯油（各避難所、釜石厚生病院 3000ℓ、市役所 180ℓ）、ガソリン携行缶も（ウェルライズガーデン（老人施設）500ℓ、県土木部 2000ℓ、釜石警察署 2000ℓ、大松学園 500ℓ、仙人の里（老人施設）500ℓ、軽油（発電機用）1600ℓ（アシーガ浜ゆり、製鉄沢病院、釜石合同庁舎）
- ・遺体袋、ブルーシート各 500 枚（旧釜石第二中体育館）
- ・飲料水教育センター500mℓ×2 万本）
- ・紙おむつ（子供 M,L,LL 各 2 袋釜石病院へ、大人用 5 袋 釜石厚生病院へ）
- ・懐中電灯（電池込で）300
- ・ほっかいろ 1000、寝るためのマット 300、
- ・簡易トイレ 40 個（できるだけ多く）

【物資追加】

- ・ガソリン 1000ℓ、携行缶 4 缶（釜石市民体育館）
- ・灯油各 90ℓ（釜石高校、しょうう n 支援学校、まつくらコミュニティ消防センター、こさの小学校、ふたば小学校、市民体育館）
- ・プロパンガス 20k 1 本、マット 30 枚、ブルーシート 5 枚、毛布 52 枚・毛布 50（釜石病院、せいてつ記念館・発電機 1 台 釜石高校

【救助要請】・釜石市片岸町第 10 地割 41-3 付近「観世音符社」数十名避難、救助求めている。

【物資追加】

- カセットコンロ 3 台（ふたば小）、
- 単 2 乾電池 12 本（ふたば小）、
- ガソリン 500ℓ（携行缶 2 つ）昭和エングラウンド、灯油 90ℓ、ござ 1 畳分、マット 100 枚（市民体育館）、携帯ラジオ 5 台（釜石合庁）、20 台（市教育センター）、発電機 5 台（市教育センター）、長靴 L サイズ 20 足 釜石合庁
- ・以下全て、教育センターへ、テント（被災地用）20 張、テント（キャンプ用）20 張、手動噴霧器 50 台、消毒薬、液材 500 本、消石灰 10000 袋、防寒着（男女兼用）200 着、肌着（男女兼用）200 着

※岩手県公表資料から抜粋。誤字脱字は原文ママ。

しかしながら災害対策本部では 12 日の段階では避難の全体像を把握できていなかったため、上記のリストは災害対策本部としてまとまって要請したものではない。各避難所から個別に県に連絡・要請したものである。

10

市内各地：捜索活動の開始と遺体安置所の設置

津波による行方不明者の捜索活動が開始された。しかしながら多数の死者・行方不明者が発生したことに加え、がれきにより道路通行が困難であったことから、捜索エリアは限定された。一方で遺体安置所を12日に2箇所⁴²設置したが、遺体の数があまりも多く、遺体搬送の対応に支障をきたした。

捜索活動は消防職員、消防団、警察職員、自衛隊らによって行われ、建物の2階に取り残された住民を救助するなど生存者の救助にあたる一方で、多くの遺体と対面しなければならず、活動に従事した者の心労は計り知れなかった。また、市の職員は、捜索活動はおこなわなかったものの、遺体の運搬作業はおこなった。

10

3月13日（日）

市内各地・国道45号：救出作業の本格化・道路啓開が進展

15 12時頃から、自衛隊100名による作業が開始された。

道路啓開作業が進められる中、国道45号は、釜石駅から大船渡方面への通行が可能となった。

20 市役所第1庁舎（災害対策本部）：災害対策本部の移転準備

第1庁舎の機能が早期に復旧する見込みはないことから、災害対策本部移転の必要性が生じていた。地域防災計画では代替施設について決めておらず、BCP⁴³も作成していなかった。

25 災害対策本部の移転候補先は3つあった。一つはJR釜石駅付近の教育センター、同じくJR釜石駅付近のシープラザ⁴⁴、そしてもう一つは内陸部にあり水道事業所からも近い県の合同庁舎⁴⁵である。

しかしながら教育センターについては避難者が多くいるという状況もあり、移転先候補から外された。

⁴² 旧釜石第二中学校体育館、紀州造林旧釜石工場

⁴³ 事業継続計画（Business Continuity Plan）。

⁴⁴ 巻末資料10参照のこと。

⁴⁵ 巻末資料11参照のこと。

県の合同庁舎には、11日夜の時点で現地対策本部は実体的には設置されていなかった⁴⁶。翌日12日以降、消防、警察の外部支援組織が順次、県の合同庁舎に参集を開始し、県の現地対策本部が機能を発揮し始めることとなった。これについて、防災課の猪又係長は、以下のように述べている。

5

「県は、釜石圏として釜石市に加え大槌町の支援が必要なために、県の合同庁舎を本部としたと聞いている」

10 県の合同庁舎は自家発電があり、電源は確保出来ていた。会議室は天井が壊れた程度で、そのほか大きな被害はなかった。食堂は会議スペースに使われていた。県の現地対策本部が機能し始めてからは、釜石市内に関しても県が指揮本部のような役割を担い、救出作業をマネジメントした。岩手県建設業協会⁴⁷も合同庁舎に入っており、そこが主体となって道路啓開を進めた。

15 一方、シープラザは地震の揺れによる被害はなかったものの、地階の駐車場が浸水、ライフラインについては市庁舎と同様に供給がストップしている状況であった。しかしながらシープラザは市民にとってアクセスが良く、駐車スペースも確保しやすいこと、支援物資の集積拠点や教育センター等と近接する立地であったこと、加えて施設所有者が釜石市であったことなどの要因により、最終的にシープラザに災害対策本部を移転することが決定された。移転は、市庁舎からシープラザまでの道路啓開作業が終わって通行可能となる
20 14日としたが、13日夜には一部機材の搬出が始められた。

災害対策本部の移転については、市長等⁴⁸のトップレベルで発意・検討・決断がされ、防災課では検討を行っていない。これについて山田課長は後に以下のように述べている。

25 「防災課をはじめ、災害対応にあたっていた部署では移転先を検討する余裕は全くなかった。市長は地震発生後から災害対策本部の移転を考えていたのではないかと。しかし道路啓開が終わっておらず、すぐには移転できなかったのだろう。一方で、第一庁舎の防災行政無線は機能し、毎日市長が防災行政無線を通じて市民に呼びかけをしていたが、移転してしまうと放送ができなくなるというジレンマもあっただろう。」

⁴⁶ 少数の職員が参集していたが、本部としての活動は行われていなかった。

⁴⁷ 12日の段階では遠野支部が中心。後に釜石支部も入っている。

⁴⁸ 市長に加え、副市長、総務企画部長等。

この結果、県の現地対策本部と市の災害対策本部が結果的に別の箇所に設置されることとなった。県の現地対策本部にも消防や警察職員が常駐していたため、本部が二重化する形となってしまった。機能分担としては、生存している市民への対応を市本部で行い、行方不明者の搜索等は、防災機関が集結していた県現地対策本部が担う形となった。このこと

5 について、のちに山田課長は、以下のように述べている。

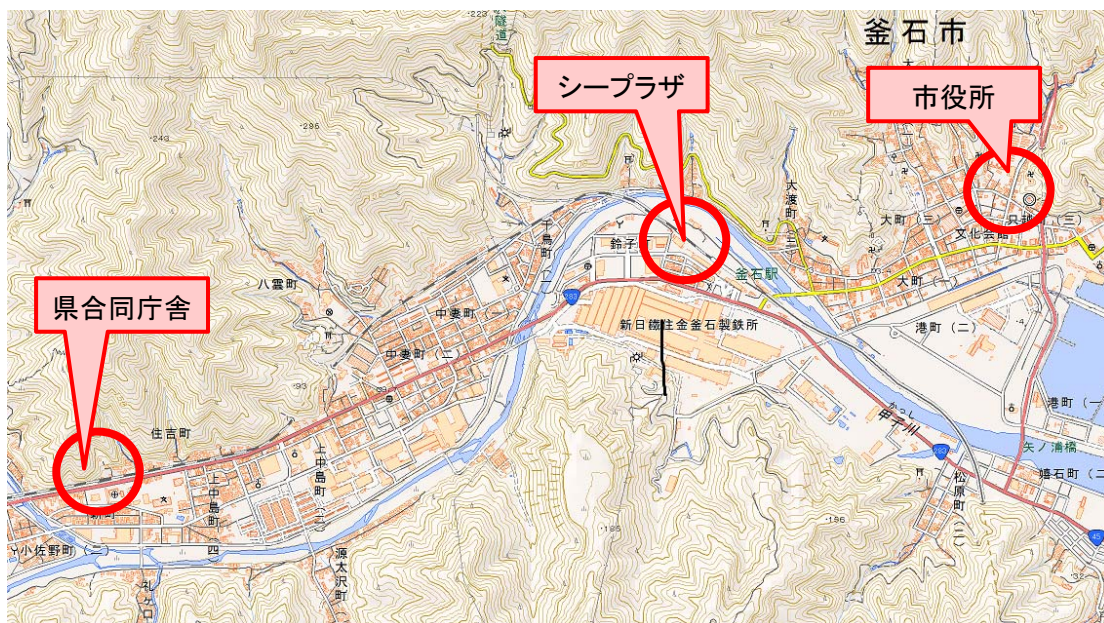
「市災害対策本部のスペースに余裕はなく、県の現地災害対策本部と市災害対策本部が分かれて設置されることになった。市の災害対策本部と県の現地対策本部とは役割は違うだろうが、本来なら市の災害対策本部が中心的に災害対応に当たる中で、市の災害対策本部に県にも来てもらうべきだったろうが、そうはならなかった。県と市の本部が分かれたことによって、二重になった気がする。たとえば、県の災対本部会議が5時前にあって、その後、市の災対本部会議が5時から始まるといった形で2回していることになり、不便を感じた。移転先は市長等のトップで決断され、自分自身もその時は物資がたくさんきていたシープラザが移転先としてよいと思っていた。しかし振り返ってみると、移転先の選定は、単に機能を移転するというだけでなく、災害対策本部の体制も考慮しなければならなく、難しい課題だと思うようになった。」

10

15

図7：市役所・シープラザ・県合同庁舎位置図

(出典：国土地理院、電子国土Webに加筆)



3月14日（月）

災害対策本部や市役所機能の移転⁴⁹は14日午前から始まった。シープラザへの移転に際しては道路啓開された道を通りつつ、高台の学校や寺院に市民が避難していたことから、

5 各施設に物資や酸素ボンベを運びながら、シープラザへ徒歩で移動した。市の保有車両は津波により被害を受け30台中5台しか残されていなかったが、高台の駐車場を利用していたために被害を受けなかった市職員の車も一部利用しながら、車による移転も一部行われた。

こうして、14日中には、シープラザ1階に安否確認コーナー、2階に災害対策本部を設

10 置、18日には住宅相談、生活相談窓口を開設するとともに、仮設住宅・見なし仮設住宅の受付を開始し⁵⁰、災害対応は本格化していった。

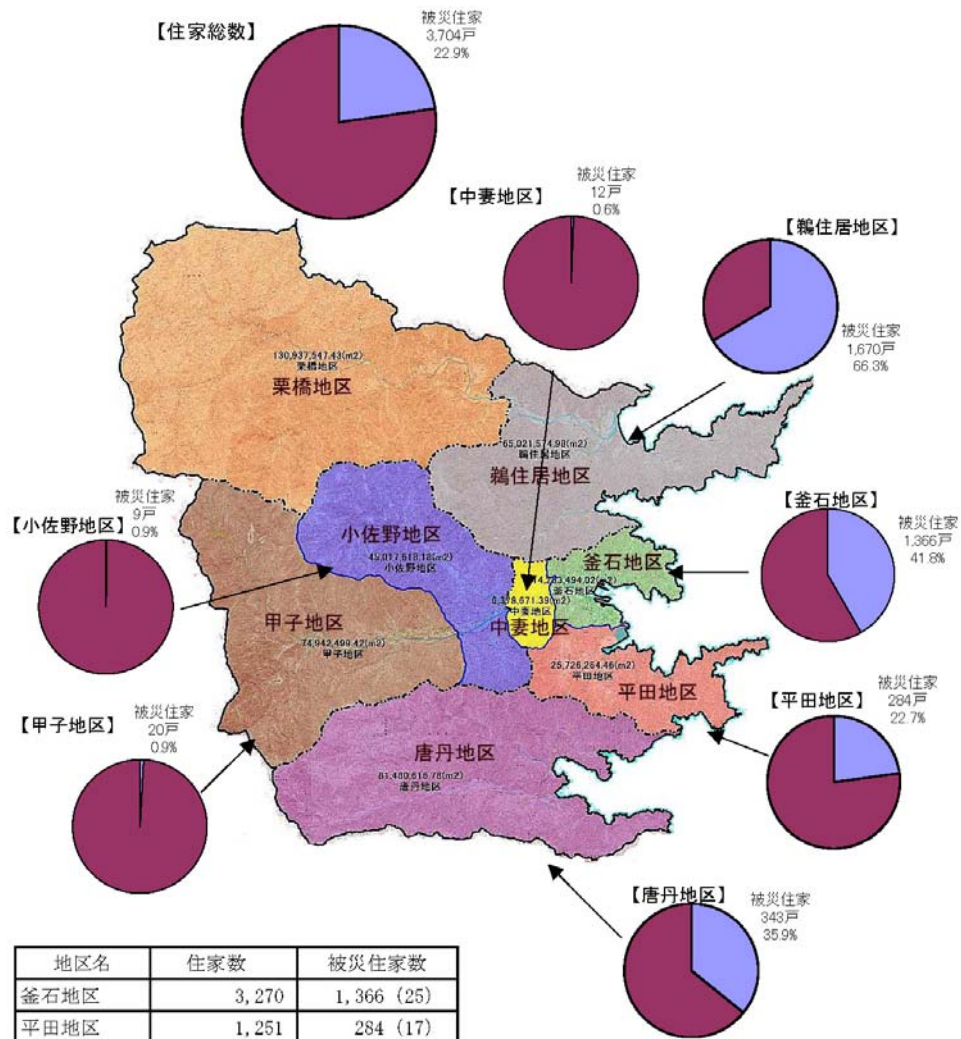
⁴⁹ 市役所の全機能がシープラザに移転している。市庁舎には防災行政無線担当、庁舎担当等の3名が残っただけである。

⁵⁰ 市役所機能はH23年の夏頃から徐々に、元の場所に戻した。災害対策本部は10月1日に第一庁舎へ移転している。

巻末資料 1：釜石市の被災状況（住家被害）

(3) 住家被害

▼地区別の住家被災状況



地区名	住家数	被災住家数
釜石地区	3,270	1,366 (25)
平田地区	1,251	284 (17)
中妻地区	1,909	12 (12)
甲子地区	2,255	20 (20)
小佐野地区	3,386	9 (9)
鶴住居地区	2,517	1,670 (4)
栗橋地区	638	0 (0)
唐丹地区	956	343 (4)
合計	16,182	3,704 (91)

※住家は専用住宅、併用住宅及び共同住宅
 ※住家数は平成 22 年 1 月 1 日現在
 ※被災住家数は平成 23 年 4 月 22 日現在
 ※被災住家数の () は地震被害数 (内数) で、調査の申し出のあった調査済住家の戸数

出典：釜石市復興まちづくり委員会第 1 回委員会資料（平成 23 年 5 月 26 日）

巻末資料 2 : 釜石市の被災状況（公共施設の被害）

(5) 公共施設の被害

▼被災施設一覧表（継続調査中）

市庁舎等	<p>[地階浸水] 第1庁舎</p> <p>[1階浸水] 第2～4庁舎、市保健福祉センター</p> <p>[2階まで浸水] 鶴住居地区防災センター</p> <p>[全壊（流出）] 平田地区生活応援センター</p> <p>[一部損壊] 第5庁舎・水道事業所庁舎・小佐野地区生活応援センター</p>
小学校 中学校 幼稚園等	<p>[使用不能] 鶴住居小、唐丹小、釜石東中、鶴住居幼</p> <p>[危険校舎] 唐丹中</p> <p>[一部損壊] 栗林小、甲子小、小佐野小、双葉小、釜石小、白山小、平田小、甲子中、釜石中、大平中、小川幼、第一幼、平田幼、学校給食センター</p> <p>※スクールバス9台中5台全損</p>
社会福祉施設	<p>[全壊] 鶴住居児童館、唐丹児童館、箱崎児童館</p> <p>[流出]（青葉ビル1階）大町子育て支援センター、すくすく親子教室</p> <p>[一部損壊] 上中島保育所、老人福祉センター滝の家、ふれあい交流センター清風園</p> <p>※老人センター中型バス1台全損</p>
社会教育施設	<p>○公民館施設</p> <p>[全壊] 鶴住居公民館室浜分館</p> <p>[2階まで浸水] 鶴住居公民館（防災センター）</p> <p>[流出] 釜石公民館浜町分館（市営釜石ビル1階）</p> <p>[一部損壊] 小佐野公民館向定内分館、小佐野公民館野田団地分館、鶴住居公民館仮宿分館、栗橋公民館横内分館</p> <p>○集会所施設</p> <p>[全壊] 只越福祉、根浜、鶴住居上、片岸、大渡、新田神ノ沢</p> <p>[床上浸水] 水海</p> <p>[床下浸水] 日向・新川原、浜町（1階消防屯所部分浸水）</p> <p>[一部損壊] 平田、大畑団地、野田、荒川、小川、向定内西地区、青ノ木、上平田ニュータウン、南野田</p> <p>○その他</p> <p>[流出] 戦災資料館（市営釜石ビル1階）</p> <p>[一部損壊] 市立図書館</p>
文化施設	<p>[地階・1階浸水] 市民文化会館</p> <p>[一部損壊] 橋野高炉跡・旧釜石鉱山事務所</p> <p>※その他の文化財調査中</p>
体育施設	<p>[一部損壊] 市民体育館、市営プール、市民交流センター、平田運動公園、中妻体育館</p>
都市公園・グラウンド	<p>[浸水による構造物被害等の公園]</p> <p>青葉通緑地、大只越、嬉石、港町東・西、水海、日向</p> <p>[浸水被害による利用不能グラウンド] 唐丹、水海</p> <p>※その他の公園で擁壁転倒、のり面崩壊等が見られる</p>
消防防災施設	<p>○消防署施設（釜石消防署管内）</p>

	<p>[2階まで浸水] 釜石消防署、釜石消防署鶴住居出張所 ※車両 12 台全損（司令車、指揮車、ポンプ車 2、化学車 2、救助工作車、救急車、広報車、資機材搬送車、査察車、ホートトレー） ○消防団施設 [全壊] 第 6 分団本部、消防屯所（第 1 分団第 1～4 部、第 3 分団第 2・4 部、第 6 分団第 1～4、6～8 部、第 8 分団第 5 部）、資機材置場（第 3 分団第 4 部、第 6 分団第 3 部） ※車両 11 台全損（団指揮車、ポンプ車 6、積載車 2、小型動力ポンプ 2） ○防災行政無線施設 [浸水・倒壊] アナログ同報系無線屋外拡声子局 29 局</p>
公営住宅	<p>[3階まで浸水] 片岸市営住宅、コミュニティ住宅 1～3 号棟 [2階まで浸水] コミュニティ住宅 4 号棟 [高架タンク漏水] ニュータウン市営住宅 [1階浸水によりエレベータ等 1階で管理するものは機能不全] 大町市営住宅</p>
水道施設	<p>[浸水被害による使用不能] 鶴住居第 1・2・3 ポンプ場、箱崎第 1 ポンプ場、嬉石第 1 ポンプ場、滝の沢ポンプ場、平田ポンプ場、尾崎白浜第 2 水源、小白浜ポンプ場、両石第 1・2 ポンプ場、小川浜ポンプ場、花露辺送水ポンプ場</p>
下水道施設	<p>[浸水・機能停止] 大平下水処理場、嬉石汚水ポンプ場、汐立汚水ポンプ場、鈴子雨水ポンプ場、鶴住居雨水ポンプ場・マンホールポンプ 6 箇所 [流失] 矢の浦水管橋（延長 105m のうち 70m 流失） [滞水] 管渠延長 12.8km、マンホール 550 箇所 [損壊・段差] マンホール 32 箇所 [土砂・瓦礫堆積] 雨水幹線 7 箇所、マンホール 4 箇所、都市下水路 1 箇所</p>
その他施設	<p>[全壊] 釜石市唐丹林業センター、本郷生活改善センター、釜石市両石漁村センター、釜石市箱崎漁村センター、釜石市海員会館、室浜地区漁業集落排水施設、唐丹地区漁業集落排水施設（建設中）、釜石高等職業訓練校片岸校、釜石高等職業訓練校本校、釜石・大槌地域産業育成センター [1階まで浸水] 青葉ビル、大町駐車場 [2階まで浸水] 市営釜石ビル、釜石市港湾会館 [一部損壊] 教育センター、新浜町魚市場（建設中）</p>

巻末資料 3：釜石市の被災状況（被災状況写真）

（7）被災状況写真

▼中心市街地の惨状



平成 23 年 3 月 24 日撮影

薬師公園から中心市街地を望む湾口防波堤の効果もあり、家屋は残存しているが、1階部分は浸水している。



平成 23 年 3 月 24 日撮影

青葉通りの様子



平成 23 年 3 月 24 日撮影

破壊したオカムラ工場と流出したのんべい横丁

巻末資料 4 : 釜石市市庁舎の概要



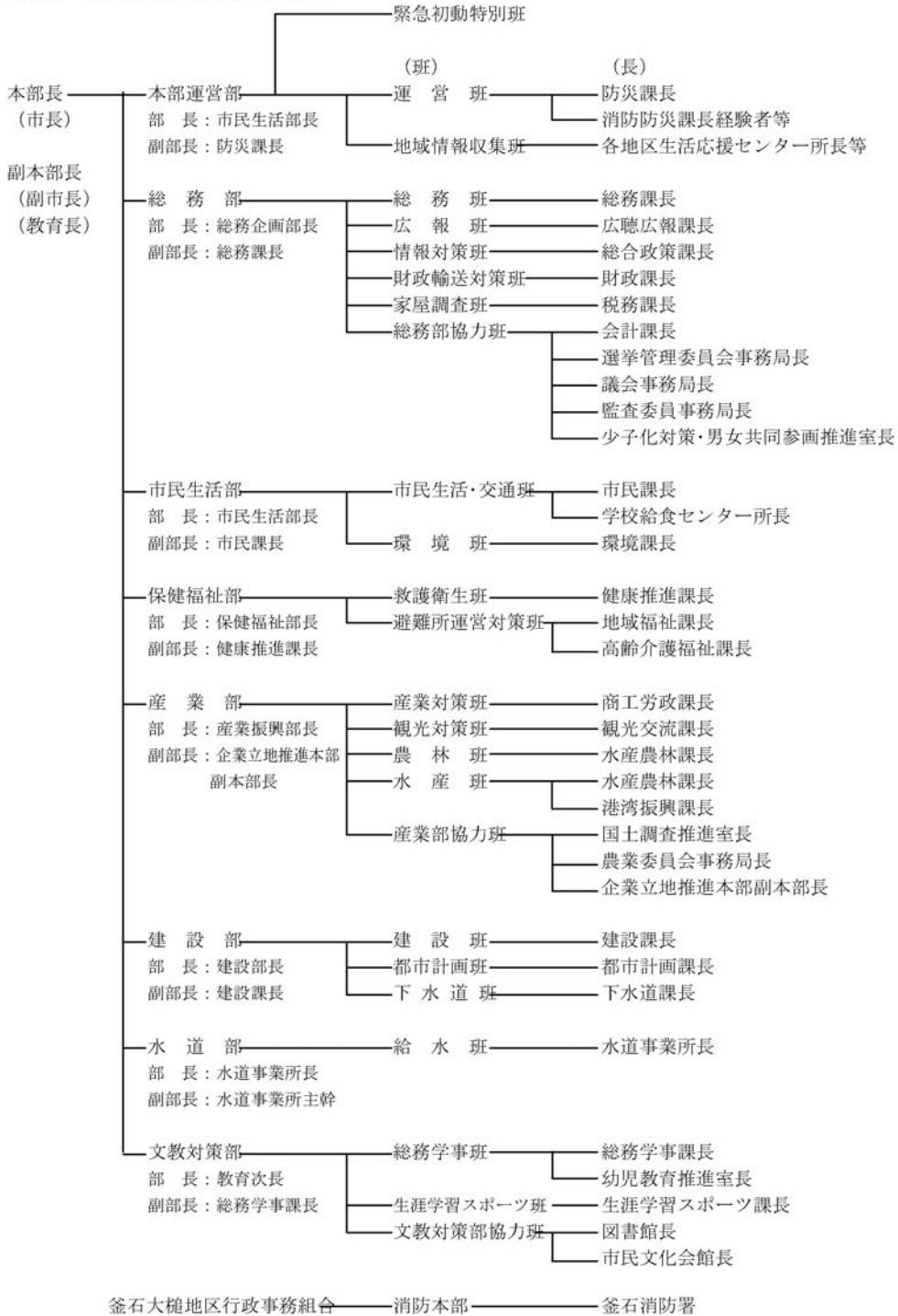
釜石市役所 第1庁舎

5

建物	構造
第1庁舎	RC造地上4階地下1階建（昭和29年建設）
第2庁舎	RC造3階建
第3庁舎	RC造3階建
第4庁舎	RC造3階建
第5庁舎	RC造2階建
保健福祉センター	SRC造地上10階 地下1階建
教育センター	RC造5階建

卷末資料 5 : 釜石市災害対策本部組織図

別表 1 釜石市災害対策本部組織図



出典：釜石市地域防災計画(東日本大震災当時)

巻末資料 6 : 釜石市災害対策本部事務分掌 (抜粋)

別表第 2 (第 7 条関係)

釜石市災害対策本部事務分掌

部	班	事務分掌
本部運営部	運営班	1 各部、各班に対する災害対策の総合企画、調整及び指示 2 災害対策本部員会議開催関係 3 津波、気象予警報等の周知及び伝達 4 災害情報及び被害状況の取りまとめ 5 災害発生・応急対応対策報告 6 市防災行政無線の管理運営・その他通信業務 7 防災会議及び水防協議会開催関係 8 他市町村及び関係機関への応援要請 9 県等に対する自衛隊の災害派遣要請 10 災害救助法適用に係る県に対する要請及び適用事務 11 避難勧告及び指示の発表 12 警戒区域の設定 13 報道発表情報の取りまとめ 14 釜石大槌地区行政事務組合消防本部との連絡調整 15 災害派遣部隊との連絡調整 16 水門の閉鎖確認
	地域情報収集班	1 各地区の災害発生状況の情報収集・報告 2 災害対策本部の指示に基づく応急対策
総務部	総務班	1 職員の非常招集、配置及び派遣 2 市防災行政無線 (同報系) による広報の実施 3 災害対策基本法第 65 条第 1 項に基づく従事命令又は協力命令による要員確保 4 災害現地における防災関係機関相互の要員の調製 5 本部運営班の応援
	情報対策班	1 ライフライン施設の被災状況の情報収集 2 災害対策本部各班の対策状況の情報収集 3 防災関係機関の対応状況の情報収集 4 避難場所の開設状況及び避難者数の把握 5 他市町村等の被災状況の情報収集
	広報班	1 記録写真等の撮影 2 広報資料の収集、作成及び整理 3 報道発表、報道協力要請等の報道機関への対応 4 市ホームページによる津波、気象予警報等の周知及び各種災害情報の提供 5 携帯端末等を活用した地域住民への災害情報の提供 6 庁内情報ネットワークの機能確保
	財政輸送対策班	1 庁舎等の被害調査・報告 2 災害予算関係 3 物資の緊急輸送計画全般 4 市有車両等の集中管理及び配車 5 市有車両等に係る燃料の確保 6 傷病者の搬送協力 7 生活必需物資の搬送 8 食料の輸送 9 緊急通行車両確認証明書の申請

出典 : 釜石市地域防災計画 (東日本大震災当時)

巻末資料 7：津波警報等の発表状況の推移

表 1—2 津波警報等の発表状況の推移

(凡例)
 津波警報(大津波) ■
 津波警報(津波) ■
 津波注意報 ■
 解除 ■



表中に「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」で発表した津波の高さを示した。なお、矢印(→)は前回に発表した内容と同じであることを示す。
 (12日13時50分以降は津波の減衰に伴う津波警報・注意報の切り替えのため、同情報の発表は行っていない)

発表時刻	11日 14時49分	11日 15時14分	11日 15時30分	11日 16時08分	11日 16時47分	11日 21時35分	11日 22時53分	12日 03時20分	12日 13時50分	12日 20時20分	13日 07時30分	13日 17時58分
津波予報区												
北海道太平洋沿岸東部	0.5m	1m	3m	6m	→	→	→	→				解除
北海道太平洋沿岸中部	1m	2m	6m	8m	→	→	→	→				解除
北海道太平洋沿岸西部	0.5m	1m	4m	6m	→	→	→	→				解除
北海道日本海沿岸北部						0.5m	→	→		解除		
北海道日本海沿岸南部		0.5m	1m	→	→	→	→	→		解除		
オホーツク海沿岸			0.5m	→	→	→	→	→		解除		
青森県日本海沿岸	0.5m	1m	2m	3m	→	→	→	→		解除		
青森県太平洋沿岸	1m	3m	8m	10m以上	→	→	→	→				解除
陸奥湾		0.5m	1m	→	→	→	→	→		解除		
岩手県	3m	6m	10m以上	→	→	→	→	→				解除
宮城県	6m	10m以上	→	→	→	→	→	→				解除
秋田県				0.5m	→	→	→	→		解除		
山形県				0.5m	→	→	→	→		解除		
福島県	3m	6m	10m以上	→	→	→	→	→				解除
茨城県	2m	4m	10m以上	→	→	→	→	→				解除
千葉県九十九里・外房	2m	3m	10m以上	→	→	→	→	→				解除
千葉県内房	0.5m	1m	2m	4m	→	→	→	→			解除	
東京湾内湾		0.5m	1m	2m	→	→	→	→			解除	
伊豆諸島	1m	2m	4m	6m	→	→	→	→				解除
小笠原諸島	0.5m	1m	2m	4m	→	→	→	→				解除
相模湾・三浦半島	0.5m	→	2m	3m	→	→	→	→			解除	
新潟県上中下越				0.5m	→	→	→	→		解除		
佐賀				0.5m	→	→	→	→		解除		
富山県				0.5m	→	→	→	→		解除		
石川県能登				0.5m	→	→	→	→		解除		
石川県加賀								0.5m		解除		
福井県								0.5m		解除		
静岡県	0.5m	→	2m	3m	→	→	→	→			解除	
愛知県外海	0.5m	→	1m	2m	→	→	→	→			解除	
伊勢・三河湾		0.5m	1m	→	→	→	→	→			解除	
三重県南部	0.5m	→	2m	→	→	→	→	→				解除
京都府								0.5m		解除		
大阪府			0.5m	→	→	→	→	→			解除	
兵庫県北部								0.5m		解除		
兵庫県瀬戸内海沿岸			0.5m	→	→	→	→	→			解除	
淡路島南部		0.5m	1m	→	→	→	→	→			解除	
和歌山県	0.5m	→	2m	3m	→	→	→	→				解除
鳥取県								0.5m		解除		
島根県出雲・石見								0.5m		解除		
岡山								0.5m		解除		
岡山県			0.5m	→	→	→	→	→			解除	
広島県				0.5m	→	→	→	→			解除	
徳島県	0.5m	→	2m	3m	→	→	→	→			解除	
香川県			0.5m	→	→	→	→	→			解除	
愛媛県宇和海沿岸		0.5m	1m	→	→	→	→	→			解除	
愛媛県瀬戸内海沿岸			0.5m	→	→	→	→	→			解除	
高知県	0.5m	→	2m	→	→	→	3m	→				解除
山口県日本海沿岸								0.5m		解除		
山口県瀬戸内海沿岸				0.5m	→	→	→	→			解除	
福岡県瀬戸内海沿岸					0.5m	→	→	→			解除	
福岡県日本海沿岸						0.5m	→	→			解除	
有明・八代海			0.5m	→	→	1m	→	→			解除	
佐賀県北部						0.5m	→	→			解除	
長崎県西方			0.5m	→	→	1m	→	→			解除	
壱岐・対馬						0.5m	→	→			解除	
熊本県天草灘沿岸			0.5m	→	→	1m	→	→			解除	
大分県瀬戸内海沿岸		0.5m	→	1m	→	→	→	→			解除	
大分県豊後水道沿岸		0.5m	1m	→	→	→	→	→			解除	
宮崎県	0.5m	→	1m	2m	→	→	→	→				解除
鹿児島県東部		0.5m	1m	2m	→	→	→	→			解除	
種子島・屋久島地方	0.5m	→	1m	2m	→	→	→	→			解除	
奄美諸島・十カラ列島	0.5m	→	1m	2m	→	→	→	→			解除	
鹿児島県西部		0.5m	→	1m	→	→	→	→			解除	
沖縄本島地方		0.5m	1m	→	→	→	→	→			解除	
大東島地方		0.5m	1m	→	→	→	→	→			解除	
宮古島・八重山地方		0.5m	1m	→	→	→	→	→			解除	

出典：気象庁、

平成 23 年 3 月地震・火山月報（防災編）、p61

巻末資料 8 : 釜石市河川水門等管理要領

平成 17 年 4 月 1 日
告示第 53 号

- 5 釜石市河川水門管理要領(昭和 54 年釜石市告示第 104 号)の全部を改正する。
(管理の原則)
- 第 1 河川に設置されている水門、ひ門及びひ管(以下「水門等」という。)の管理を委託された者(以下「水門等管理者」という。)は、洪水、高潮、津波等(以下「洪水等」という。)による災害から国土、公共物及び住民の生命、財産等を守るため、洪水等の発生の場合に有効かつ適切に操作されるように水門等を維持管理しなければならない。
- 10 (平常時における管理)
- 第 2 水門等管理者は、平常時における管理業務を次の各号に定めるところにより行うものとする。
- (1) 水門等を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検し、常に良好な状態に維持すること。
- (2) 前号の規定により水門等を巡視したときは、河川水門等巡視記録(様式第 1 号)を作成し、備えておくものとする。
- 15 (3) 水門等管理者は、毎年度 3 回(原則として、6 月、8 月及び翌年 3 月とする。ただし、水門等のうち、既往最高潮位の及ぶ土地の区域内に存する水門等(以下「潮位関連水門等」という。)にあっては、原則として 7 月、11 月及び翌年 3 月とする。)以上水門等の開閉部分の試運転(水門等の主要部分への注油等を含む。以下同じ。)を行うものとする。
- 20 (警戒勤務)
- 第 3 水門等管理者は、次の各号に掲げる場合において、洪水等が発生するおそれがあると認められるときは、警戒勤務に入るものとする。
- (1) 次に掲げる気象予報又は気象警報が発表された場合
- ア 浸水注意報、洪水注意報、津波注意報(潮位関連水門等の場合に限る。)
- 25 イ 気象警報、浸水警報、洪水警報、高潮警報、津波警報、波浪警報(潮位関連水門等の場合に限る。)
- (2) 洪水予報又は水防警報が発表された場合
- (3) 河川の水位が警戒水位に達した場合
- (4) 海水に著しい変動があった場合(潮位関連水門等の場合に限る。)
- (5) 相当規模の地震が発生した場合
- 30 (6) 特に市長が指示した場合
- (水門等の操作)
- 第 4 水門等管理者は、警戒勤務における水門等の操作を次の各号に掲げるところにより行うものとする。
- (1) 水門等付近に水門等を操作する者を待機させること。
- (2) 水門等を点検して、いつでも操作できるようにしておくこと。
- 35 (3) 夜間に備えて照明器具を準備しておくこと。
- (4) 洪水等の発生状況を判断し、適切かつ敏速に水門等を操作すること。ただし、操作及び避難の時間を確保できないおそれがあるときは、避難を優先すること。
- (警戒勤務の解除)
- 第 5 水門等管理者は、第 3 の規定により警戒勤務に入った後で、洪水等の発生するおそれがないと認められるときは、警戒勤務を解除し、水門等を開放しておくこと。
- 40 (報告)
- 第 6 水門等管理者は、毎年度 4 月 5 日までに当該年度の河川水門等管理体制(変更)報告書(様式第 2 号)を市長に提出するものとし、年度途中において水門等管理体制に変動が生じたときも、その都度提出するものとする。
- 45 2 水門等管理者は、第 2 第 3 号に規定する試運転を行ったときは、河川水門等開閉操作報告書(様式第 3 号)を、当該試運転の日後 5 日以内に市長に提出しなければならない。
- 3 水門等管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに電話等で市長に通報するものとする。
- (1) 水門等の異状を発見したとき。
- (2) 第 3 の規定に基づき、警戒勤務に入ったとき。
- 50 (3) 第 5 の規定に基づき、警戒勤務を解除したとき。
- 附 則
この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

出典：釜石市ホームページ

巻末資料 9：釜石市海岸水門等管理要領

平成 17 年 4 月 1 日
告示第 52 号

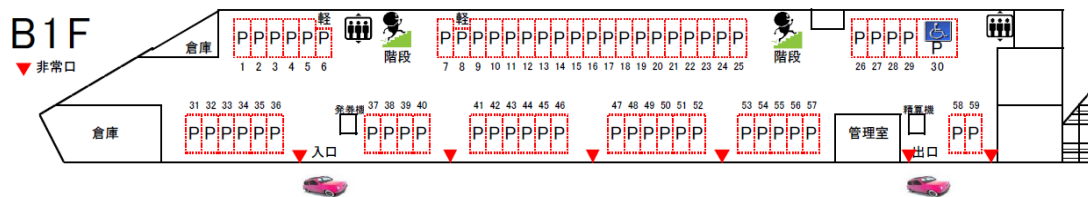
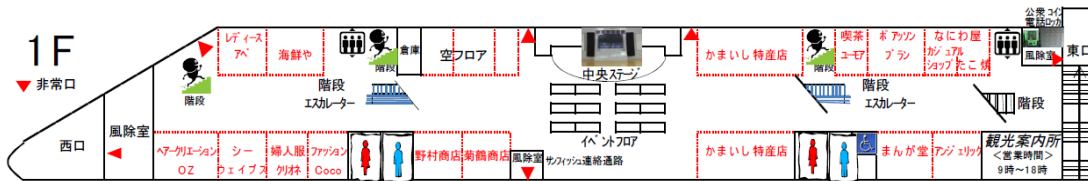
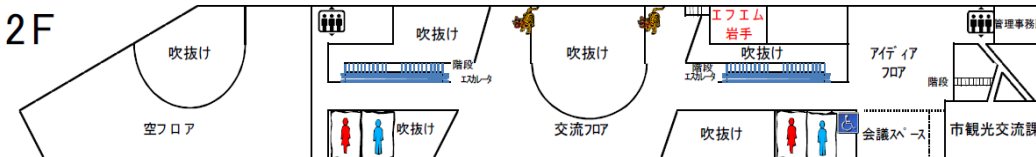
- 5 釜石市海岸堤防水門等管理要領(昭和 54 年釜石市告示第 90 号)の全部を改正する。
(管理の原則)
- 第 1 海岸に設置されている水門及びひ門(以下「水門等」という。)の管理を委託された者(以下「水門等管理者」という。)は、津波、高潮その他海水の変動による被害から、国土並びに住民の生命、身体及び財産を守るため水門等を適正に維持管理しなければならない。
- 10 (平常時における管理)
- 第 2 水門等管理者は、平常時における管理業務を次の各号に定めるところにより行うものとする。
(1) 水門等を支障なく閉鎖できるように随時巡視点検すること。
(2) 水門等の自動開閉装置の導水部分及び開閉部分並びにこれらに関連する路面及び河床面を水門等の開閉に支障のないように整備しておくこと。
- 15 2 前項第 1 号の規定により水門等を巡視したときは、海岸水門等巡視記録(様式第 1 号)を作成し備えておくものとする。
- 3 水門等管理者は、毎年度 3 回(原則として 7 月、11 月及び 3 月とする。)以上水門等の開閉操作の試運転(水門等の主要部分への注油等を含む。以下同じ。)を行うものとする。
(警戒勤務)
- 20 第 3 水門等管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、警戒勤務に就くものとする。
(1) 高潮警報又は波浪警報が発表され、かつ、災害が発生するおそれがあるとき。
(2) 相当規模の地震が発生したとき。
(3) 市長から指示されたとき。
- 25 2 警戒勤務の内容は、次のとおりとする。ただし、操作及び避難の時間を確保できないおそれがあるときは、避難を優先すること。
(1) 水門等を点検し、津波等の襲来の際、水門等を適切かつ敏速に閉鎖できるよう保持すること。
(2) 水門等付近に水門等を操作するに必要な人員を待機させること。
(3) 水門等の開閉に必要な資器材を携帯すること。
- 30 3 水門等管理者は、警戒勤務についた後において、災害が起こるおそれがなくなったときは、警戒勤務を解除するものとする。
(水門等の閉鎖)
- 第 4 水門等管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに水門等を閉鎖するものとする。
(1) 津波注意報又は津波警報が発表されたとき。
(2) 海水に著しい変動があったとき。
- 35 (3) 市長から指示されたとき。
- 2 前項第 1 号の場合において、水門等管理者は災害が起こるおそれがないと判断したときは、市長と協議し、水門等を開くことができるものとする。ただし、この場合において、水門等付近に水門等を操作するに必要な人員を待機させなければならない。
(水門等の開放)
- 40 第 5 水門等管理者は、津波注意報若しくは津波警報が解除されたとき、災害の起こるおそれがなくなったとき又は市長から指示のあったときは、水門等を開くものとする。
(報告)
- 第 6 水門等管理者は、毎年度 4 月 5 日までに、当該年度の海岸水門等管理体制(変更)報告書(様式第 2 号)を市長に提出しなければならない。
- 45 2 前項の報告書は、年度途中において水門等の管理体制に変動が生じたときも、その都度提出しなければならない。
- 3 水門等管理者は、第 2 第 3 項に規定する試運転を行ったときは、海岸水門等開閉操作報告書(様式第 3 号)を当該試運転の日後 5 日以内に市長に提出しなければならない。
- 4 水門等管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは直ちに電話等で市長に通報するものとする。
- 50 (1) 水門等に異状を認めたとき。
(2) 第 3 の規定に基づき、警戒勤務に就いたとき及び警戒勤務を解除したとき。
(3) 第 4 の規定に基づき、水門等を閉鎖したとき。
(4) 第 5 の規定に基づき、水門等を開いたとき。
- 附 則
- 55 この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

出典：釜石市ホームページ

巻末資料 10 : シープラザ釜石の概要



竣工年	平成 8 年	
敷地面積	3, 695m ²	
構造・階数	鉄骨 3 階構造	
床面積	地階	2, 020m ² (主として駐車場)
	1 階	1, 974m ²
	2 階	1, 414m ²
所有者	釜石市	



巻末資料 11：岩手県合同庁舎（釜石地区）の概要



竣工年	本館 昭和53年 3月 増築 平成 7年 8月
敷地面積	7,538.5m ²
建築規模	<p>構造規模</p> <p>① 本館 鉄筋コンクリート造 地上4階建</p> <p>② 増築 鉄筋コンクリート造 地上4階建</p> <p>面積</p> <p>〔建築面積〕</p> <p style="text-align: right;">1,500.8m²</p> <p>〔延床面積〕</p> <p>① 本館 3,865.9m²</p> <p>② 増築 1,663.1m²</p> <p style="text-align: right;">計 5,529.0m²</p> <p>構内駐車場</p> <p>来庁者用 70台（うち身体障害者用1台）</p>

5 出典：岩手県ホームページ

<http://www.pref.iwate.jp/kanzai/shinkoukyoku/006228.html>

（最終閲覧日：2014年6月5日）